

③ 介護予防事業

福祉保健部高齢介護課
長寿グループ

1 事業概要

施 策 番 号	1 - 5
施 策 名	高齢者福祉
施 策 目 標	高齢者が地域で活躍し、生きがいを持って暮らせるとともに、適切なサービスを受けられる社会を目指す。
事 務 事 業 名	介護予防事業
担 当	福祉保健部 高齢介護課 長寿グループ
開 始 年 度	平成 18 年度
法 的 根 拠 等	介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則等
事 業 の 目 的	専門的な指導を受けることにより、高齢者自らが介護予防に取り組み、要介護状態又は要支援状態になることを予防するとともに、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになることを目的とする。
事 業 費 (人件費相当額を含まず。)	平成 26 年度予算額 29,370 千円 平成 25 年度決算額 23,477 千円
人 員	平成 26 年度 1.8 人 (人件費相当額 11,700 千円) 平成 25 年度 1.8 人 (人件費相当額 11,700 千円)

2 事業内容

(1) 事業の経緯

平成 18 年の介護保険法の改正（予防重視型システムへの転換）により、「地域支援事業」が創設され、要支援・要介護になる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する地域支援事業が創設された。

地域支援事業の内容は、介護予防事業、包括的支援事業、その他の任意事業（家族介護支援事業など）であり、稲沢市においても平成 18 年度から介護予防事業を開始した。

(2) 事業の内容

介護予防事業は大きく分けて、一般高齢者を対象とする「一次予防事業」と、生活機能低下のおそれがある方を対象とする「二次予防事業」とがあるが、ここでは主に二次予防事業を取り上げる。

二次予防事業の対象者把握のための生活機能評価については、平成 18・19 年度は住民健診と同時に実施し、平成 20 年度からは単独で実施しており、生活機能評価チェックリストを 65 歳以上で介護認定を受けていない全対象者に送付している。これにより、①チェックリスト→②生活機能評価検査→

③包括による勧奨→④事業開催という体制になった。

介護予防の集団教室については、平成 21 年度より、上半期は一般高齢者、下半期は二次予防高齢者を対象として、前年度参加者を次年度上半期にフォローアップするという形態が定着しており、6 地域 8 会場で開催している。

また、同年度より、愛知県柔道整復師会への委託による個別の機能訓練教室も開始しており、高齢者個々に合った教室内容の充実を図っている。

(3) 現状と課題

事業が定着し、多数の参加者が得られるようになってきたが、「新規の参加者が増えない」、「会場によっては参加希望者が多くて入れない」などの問題が生じ、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターと協議して、平成 25 年度から「3 年を一区切りとして参加していただく」等、制度の見直しを行った。

平成 27 年度以降については、根拠法令である介護保険法の改正があり、国が示すガイドラインに添って事業内容を検討していく。

3 事務事業イメージ図

二次予防事業（生活機能低下のおそれがある方）

生活機能評価チェックリスト送付

65歳以上の介護認定を受けていない方を抽出し、生活機能評価チェックリストを対象者全員に送付

生活機能評価検査票を送付

返信されたチェックリストに、予防教室への参加を「希望する」と記入した方で、生活機能低下のおそれがある方に、生活機能評価検査票を送付

生活機能評価検査受診・教室案内を発送

生活機能評価検査を市内指定医療機関で受診後、医師が「介護予防サービスの利用が望ましい」と判断した方に、介護予防事業の案内を送付

介護予防教室案内・アセスメント

担当の地域包括支援センターが、介護予防事業の案内、参加希望者のアセスメントを実施

介護予防教室に参加

集団…6地域8会場

健康体操・口腔ケア・栄養改善・認知症予防教室

個別…市内指定接骨院（7箇所）

機能訓練教室

一次予防事業（一般高齢者）

一般高齢者健康体操教室

介護予防指導事業

高齢者個々の状態に合った
予防事業に参加することで、
高齢者自らが介護予防に取り
組み、要介護状態又は要支援
状態になることを予防すると
ともに、活動的で生きがい
のある生活や人生を送ることが
できる。

高齢者ふれあいサロン

生活習慣病・認知症予防教室

4 1次評価の考え方

妥当性の観点	高齢化が進行する中で、法に基づき、地域支援事業交付金（国・県費等）を受けて、市の責務として実施している事業であり、高齢者が元気で安心して暮らせるようにするため、必要不可欠な事業である。
有効性の観点	社会情勢の変化により、平成22年の要綱改正、平成27年度の制度改正（予定）等、その都度国が示す指針に従って実施している。 二次予防事業の参加者の大部分は、「改善」あるいは「維持」の評価（効果）を得ており、参加者に関しては成果が出ている。 しかし、参加者が学んだことを活かして、自ら主体的に介護予防に取り組むまでにはなかなか至らず、介護予防の意義の啓発に努めるなど、高齢者全体として成果を上げていく必要がある。
効率性の観点	活動の手段について、二次予防事業の集団教室は6地域8会場で事業を行っているが、会場ごとに参加者のバラツキはあるものの、高齢者が身近に通える生活圏域で開催しており、概ね妥当である。
今後の方針	平成27年度以降の事業内容については、根拠法令である介護保険法の改正があり、それに伴う国のガイドラインに添って実行計画を検討していくことになるが、介護予防事業については、さらに充実させることが求められているため、現行の活動内容の見直しを図りつつ、目標達成のために事業を進めていく。

**稲沢市
事務事業
評価シート**

事業番号
事26-2

事務事業名	介護予防事業				
担当部局	福祉保健部	担当課	高齢介護課	担当グループ	長寿グループ
担当連絡先	0587 - 32 - 1111 (内線 461)				
施策番号	1-5				予 算 費 目
施策名	高齢者福祉				
施策目標	高齢者が地域で活躍し、生きがいを持って暮らせるとともに、適切なサービスを受けられる社会を目指します。				
関連事業名	包括的支援事業、任意事業				
会計区分	介護保険特別会計				
款	地域支援事業費				
項	介護予防事業費				
目	介護予防事業費				
事業	介護予防事業費				

a1:事務事業の概要

事業期間	H18年度 ~ 終期末設定	
根拠法令等	法律	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 名称(介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則等)
	条例要綱等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 名称(地域支援事業実施要綱)
実施手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金	
事業の概要	「要介護状態等になるおそれの高い状態にある」と認められる65歳以上の高齢者(二次予防事業対象者)及び一般高齢者に対して、運動・栄養・口腔・認知症予防等の介護予防に資する専門的指導を行う。 委託・補助金等の内容 二次予防事業対象者把握業務委託、指導業務委託	
事業の目的(施策との関連性)	介護予防に係る専門的な指導を受けることにより、高齢者自らが介護予防に取り組み、要介護状態又は要支援状態になることを予防するとともに、活動的で生きがいのある生活・人生を送ることに資する。	
事業の対象(者)	65歳以上の介護保険被保険者(非介護認定者)	対象(者)数 26,937 (単位) 人
現況と課題	介護予防事業を開始して8年が経過しており、事業内容は市民に浸透しつつある。事業に対する市民ニーズは高い一方で、「継続参加者が多い」という参加者の偏りや、「参加したくても移動手段がなく、会場に来られない方がいる」等の課題がある。	

a2:事業目的の達成に向けて【ロジックモデル】



a3: 事業に必要な経費

コスト把握(手段実施にいくらかかるか)		(単位:金額は千円、職員数は人)				単位当たりコスト	
費目	内容	24年度	25年度	26年度	27年度	平成26年3月31日現在	
コスト	委託料	二次予防事業対象者把握業務委託、指導業務委託	22,337	25,262	29,370	30,000	人口 138,399 人 ⇒ 市民一人当たりコスト 267.07 円
	補助金	-	0	0	0	0	世帯 52,181 世帯 ⇒ 一世帯当たりコスト 708.34 円
	その他	-	0	0	0	0	
	人件費	従事職員数×6,500千円	6,500	11,700	11,700	11,700	事業の対象(者)数 対象 26,937 人 ⇒ 対象単位当たりコスト 1,372.16 円
従事職員数		1.00	1.80	1.80	1.80		
計		28,837	36,962	41,070	41,700		
収入	国・県支出金	地域支援事業交付金	8,376	9,473	11,013	11,250	特記事項
	その他	社会保険診療報酬支払基金	6,477	7,325	8,517	8,700	
差引市税等		13,984	20,164	21,540	21,750	地域支援事業交付金について、平成24年度は確定額、平成25年度以降は見込額(予防事業費に占める支出割合を、国25.0%、県12.5%、計37.5%で算出)。社会保険診療報酬支払基金についても同様に、事業費の29.0%の支出割合で算出。	

b1: 個別評価

個別項目		評価観点	評価(3高~低1)		Side b
妥当性	目的妥当性	1: 事業の目的は、上位施策の実現につながっているか?	⇒ 3	上位施策の実現のために不可欠である	6
	市の関与	2: 国・県・民間事業者との役割分担や市民活動のあり方等から、市が実施することが妥当であるか?	⇒ 3	市が主体的に実施すべきである	
有効性	社会環境への適合性	3: 事業の目的等は、社会経済情勢の変化など時の経過に適切しているか?	⇒ 3	社会環境に適合している	8
	市民ニーズ等	4: 利用者・対象者の推移等からみて、市民ニーズは低下していないか?	⇒ 3	市民ニーズは低下していない	
	進捗度合い	5: 事業の成果は上がっているか?	⇒ 2	どちらかといえば成果が上がっている	
効率性	活動・手段の最適性	6: 活動・手段は、最適なものとなっているか?	⇒ 2	活動・手段に見直しの余地はあるが概ね妥当である	6
	受益者負担	7: 受益者の費用負担(補助金・負担金等は、補助・負担割合)は、社会経済状況や物価の推移などに照らして適切であるか?	⇒ 2	負担割合を部分的に見直す余地がある	
	コスト削減	8: 事務の見直し等による従事時間の縮減やコスト削減の余地はないか?	⇒ 2	コスト削減を検討する余地がある	



b2: 総合評価

総合評価と所見	評価	総合コメント(個別評価の結果を踏まえて、事務事業の課題を整理)	【総合評価・記号の定義】
	B	事業に対する市民ニーズの高さから、平成26年度までは活動内容等の見直しを図りつつ、計画通り事業を進めることが適当であると考え、平成27年度に事業の根拠法令である介護保険法が改正されることにより、その改正内容に従って、事業の進め方等の見直しを図る必要がある。	A: 計画どおり事業を進めることが適当である B: 事業の進め方などに改善が必要である C: 事業規模・内容・実施主体の見直し、又は事業の統合の検討が必要である D: 事業の廃止・休止の検討が必要である



b3: 改革・改善計画

改革・改善の方針	事業の方向性	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 方法改善 <input type="checkbox"/> 統合・縮小 <input type="checkbox"/> 市民協働・民間委託 <input type="checkbox"/> 廃止・休止
	投入するコスト	<input type="checkbox"/> 増額 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 投入しない
これまでの取組状況	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、事業内容の一層の充実を図る。 また、継続参加者に対するフォローアップ体制の強化、新規参加者を増やすためのPRや勧奨、参加したくても移動手段がなく会場に来られない方への訪問指導の充実や会場への送迎について検討していく。	
今後の実行計画	平成27年度に事業の根拠法令である介護保険法が改正されるため、国が示すガイドラインに添って実行計画を検討する。	